北広島市水道部告示第10号

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり告示する。

令和8年3月19日

北広島市上下水道事業
北広島市長　上　野　正　三

1　公募型プロポーザル方式に付する事項

（1）　業　　務　　名　　北広島市上下水道事業検針・収納等業務委託

（2）　業務の内容等　　募集要項及び仕様書による。

（3）　履　行　期　間　　令和9年8月1日から令和14年7月31日まで

（4）　本件委託業務に係る委託料の上限額

389,780,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2　参加資格

（1）　北広島市契約規則（平成15年北広島市規則第12号）第4条第2項に規定する令和5・6・7年度における北広島市物品購入等競争入札参加資格者名簿（物品役務等）に登録されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録の再認定を受けていること。）。

（2）　北広島市プロポーザル方式実施要領第5条第1項第2号及び第3号の入札参加資格を満たしていること 。

（3）　プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認証を取得していること。

（4）　北海道内に事業所を有していること。なお、事業所とは、本店、支店、営業所等をいう。

（5）　令和4年4月1日以降において、給水人口5万人以上の水道事業者が発注する業務で、窓口・受付、検針、開閉栓、調定・収納及び未納整理（給水停止を含む。）のすべてを履行内容に含む業務を3年以上にわたり継続して履行した実績を有すること（継続中の業務を含む。）。

（6）　共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。

①　共同企業体の全ての構成員が（1）から（3）までの条件を満たすものであること。

②　共同企業体の構成員のいずれかが（4）及び（5）の条件を満たすものであること。

③　共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

④　共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。

⑤　その他の条件については、北広島市上下水道事業特定業務共同企業体取扱要領に定めるところによる。

3　選定方法

提出された提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「北広島市上下水道事業検針・収納等業務委託公募型プロポーザル契約候補者選定基準」に基づき審査・評価を行い、最も適した者を選定する。

4　手続等

募集要項による。